

第3回青森県環境審議会

日 時：平成19年2月16日（金）

午後1時30分から4時まで

場 所：青森国際ホテル2階 春秋の間

1. 開 会

（司 会）

それでは定刻になりましたので、ただ今から、第3回青森県環境審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課計画・管理グループリーダーの中野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員数35名中25名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

出席者につきましては、別紙名簿を御覧いただきたいと思います。

なお、名簿には松野委員が載っておりますが、欠席ということで御連絡をいただいております。

次に本日の資料を確認させていただきます。

まず、会議次第を御覧いただきたいと思います。本日の会議次第でございます。その裏が席図でございます。

そして2枚目が審議会出席者名簿ということで、委員の出席者の名簿になっております。その裏側が県側の出席者ということになっております。

もう1つ、配付資料一覧というものについて御説明いたします。

まず、諮問案件①関係でございます。資料1、第二次青森県環境計画（仮称）案、資料2、案に係る委員からの提出意見に対する県の考え方、この2つにつきまして、皆様のお手元に置かせていただいております。

それから、諮問案件②関係でございます。公共用水域の測定に係る計画等でございますが、これにつきましては、資料1から3までは既に各委員に配付済みとなっておりますので、本日テーブルの上には置いてございません。

資料4、委員からの提出意見に対する県の考え方、これが本日配付されております。

諮問案件③関係でございます。地下水の水質の測定関係、これにつきましても、資料1から3につきましては、既に各委員に配付済みでございます。

資料4の委員からの提出意見に対する県の考え方を本日配付しております。

次に②及び③関係の参考資料といたしまして、水質汚濁防止法の抜粋を添付させていただきます。

なお、配付している参考資料の一番下のところの第5章の雑則のところですが、括弧といたしまして、都道府県の審議会、その他の合議制の期間の調査審議等となっておりますが、合議制の期間の期間の字が間違っておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。関係機関とか出先機関の機関でございます。

それから、次に諮問案件④関係でございます。青森・岩手県境不法投棄事案に係る計画書の概要等につきましてですが、これにつきましては、一覧の方には資料1、2、3と番号を付けておりますが、配付しているものにつきましては、この資料1、2、3という番号は付けておりません。

それから、資料1に当たる計画書(変更案)の概要と資料2に当たる変更についての2つの資料につきましては配付済みですが、資料1につきましては差し替えとなっておりますので、本日改めて配付させていただきます。

また、資料3に当たる委員からの提出意見に対する県の考え方を本日改めて配付しております。

参考資料1及び2に当たる計画書(要約版)とパンフレットでございますが、これはあらかじめ各委員に配付しております。

諮問案件⑤関係でございます。第9次鳥獣保護事業計画書(変更案)、次の変更(1年延長)及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の主要な変更内容について、この2点につきましては、あらかじめ各委員に配付しております。

本日配付しておりますのは、以上に係る委員からの提出意見に対する県の考え方と第9次鳥獣保護事業計画書(変更案)の正誤表です。

最後になりますが、報告案件の①関係として、白神山地保全・利用基本構想、次世代への継承と遺産を活かした地域づくりににつきましては、あらかじめ各委員に配付済みでございます。

以上で、資料につきましては説明は終わりますが、不足がございましたらお申し出いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、蝦名副知事から委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

(蝦名副知事)

本日は、御多忙にも関わらず御出席くださり、誠にありがとうございます。

皆様には、常日頃から環境行政をはじめ、県政全般にわたって格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、今年の冬は暖かい日が続いていますが、世界各地でも地球温暖化の影響と思われる異常気象が多発しており、何も対策をとらなければ今世紀末の地球の平均気温は、最大で6.4度も上昇するとの報告もあります。

また、人口の急激な増加と社会経済活動の進展により、世界中の至るところで水不足や森林の減少をはじめとした様々な環境問題が起きており、人類の生存基盤に大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

こうしたことを見ても、「環境の世紀」といわれる21世紀は、これまでの社会経済のあり方やライフスタイルを見直し、心の豊かさを求めながら、環境と調和した持続可能な地域社会を創造していくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、県では、今後の本県の将来像として、「生活創造社会」を掲げ、暮らしやすさではどこにも負けない地域づくり、持続可能な社会づくりを目指し、様々な環境保全施策の推進に努めているところです。

また、本県の豊かな自然環境や水資源、食料、エネルギー、バイオマス資源などの優れた地域資源、そして、人財を最大限に生かしながら、「生活創造社会」の基盤である環境を次世代に引き継いでいくため、具体的プランとして、第二次青森県環境計画の策定を進めています。

本日の審議会では、この第二次青森県環境計画のほか、公共用水域の水質の測定に関する計画など、5件について御審議いただくこととしております。

また、今年度策定しました白神山地保全・利用基本構想についても御報告いたします。

いずれも、本県の環境の保全と創造を図る上で重要な案件ですので、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

平成19年2月16日、青森県知事三村申吾代読。

(司 会)

それでは、審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、以後の議事進行は、鈴木会長にお願いいたします。

鈴木会長、どうぞよろしく願いいたします。

3 . 議 事

(鈴木会長)

皆さん、今日3回目でございます。どうぞひとつよろしく願い申し上げます。

早速、次第に従いまして議事に入らせていただきますが、その前に、議事録の署名者を指名させていただきます。珍田典子委員、よろしく願いします。それから、藤田均委員、よろしく願い申し上げます。

それでは、皆さんへの御案内にございますように、それとまた、先ほど蝦名副知事からお話

がございましたように、今日は諮問案件が5件ありますので、どうぞひとつよろしく御協力をお願い申し上げます。

(司 会)

それでは、蝦名副知事から鈴木会長に諮問書をお渡しいたします。鈴木会長、蝦名副知事、正面のスタンドマイク前にお進みください。

(蝦名副知事)

青森県環境審議会会長 鈴木幸三殿。

青森県知事 三村申吾。

次の事項について諮問します。

1つ、第二次青森県環境計画（仮称）案について。

諮問理由、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条に基づき、第二次青森県環境計画を作成したいので、これについて意見を求めるものです。

2つ、平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について。

諮問理由、水質汚濁防止法第16条の規定に基づく平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法第21条の規定に基づき意見を求めるものです。

3つ、平成19年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について。

諮問理由、水質汚濁防止法第16条の規定に基づく平成19年度地下水の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法第21条の規定に基づき意見を求めるものです。

4つ、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更（案）について。

諮問理由、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第4条に基づき、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画を変更したいので、これについて意見を求めるものです。

5つ、第9次鳥獣保護事業計画の変更及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更について。

諮問理由、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条及び第7条に基づき、第9次鳥獣保護事業計画及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画を変更したいので、これについて意見を求めるものです。

以上であります。よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ただ今、御覧のように諮問書をいただきましたので、早速議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から連絡事項があるということでございますので、事務局よろしく願い申し上げ

げます。

(司 会)

誠に恐縮ですが、蝦名副知事は、公務のためここで退席させていただきますので、委員の皆様には御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(1) 諮問案件

第二次青森県環境計画（仮称）案について

(鈴木会長)

それでは、議事を進めたいと思います。

奈良委員から御意見があるそうでございますので、よろしくお願い申し上げます。

(奈良副会長)

お願いを申し上げておきたいと思います。

大多数の委員の皆様は、御承知かと思いますが、前回は諮問が1つで結論に至らずと。それに対して今回は4件、5件と出てきたわけでございます。これを予定された時間内に処理するのは、大変なことだろうと思いますので、議長に申し上げるのは悪いんですが、能率よくやってください。これが決まらなければ大変なことになるんですね。

それにしても、案件がこういう具合に会議のたびに大きく増えたり減ったりということは、我々審議会のメンバーとしましても、大変戸惑う面もあるわけでございます。事務局におかれましては、何とかこの一月の間に2回も審議会があつて、そういうアンバランスがあるわけでございますので、案件の件数だけではなくて、中身も考慮の上で、よろしくどうぞ平準化していただきたいように思い、御協力お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

事務局、如何でしょうか。どうぞ。

(高坂環境生活部長)

おっしゃるとおりでございます。5件ということで、私も報告を事前にいただきまして、これは委員の皆様大変御負担をかけることになるということで、非常に申し訳なく思っております。

弁解がましくなりますが、今回の案件の中に、例えば、公共用水域あるいは地下水などにつきましては、毎年度実施したものの確定が翌年度の12月ということでございますので、それから来年度のものを計画するという事情がございます。

それから、今回の県境不法投棄事案でございます。これにつきましては、国の同意を得た案

件につきまして、今回、変更ということですが、この進め方につきましては、あらかじめ環境省の方と事前調整をやった上で、この審議会の御意見をいただきまして、その上で正式手続きに速やかに入ってくる必要があるというものでございます。

そういった事情もございまして、今回、こういうことになったということではございますが、おっしゃるとおり、非常に案件が多くなっておりますので、奈良副会長さんのお話の趣旨は十分にわかりますので、今後、開催時期の検討も含めまして、案件の平準化に努力して参りたいと考えておりますので、何分よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

(鈴木会長)

奈良委員、よろしいですか。

(奈良副会長)

はい。

(鈴木会長)

私からも一言御挨拶申し上げたいと思います。

今日、3回目でございます。第1回目の時に、お前やれと、会長をやれということで御指名いただきましたので、お手伝いさせていただいているわけですが、今日の出席者名簿、あるいは第1回目の区分と役職を御覧になれば分かりますように、おそらく皆さんは、この区分にあがっているところの県内で一番のベテランかと思ひます。

私は、この前御挨拶申し上げましたように、専門は工学でございます。東北大学の工学部で15年ほど研究ばかりやっていたのですが、そのまま国立学校の面倒をみるということで、工学の研究と教育にざっと25年お手伝いして参り、大体20年前からほとんど管理的な仕事が多く、そういう仕事柄、本省の例えば通産省とか、労働省とか、建設省とか、環境庁とか、そういう委員もお手伝いさせていただくと同時に、県内では長期計画とか、それから青函インターブロック交流圏構想とか、いろいろお手伝いをさせていただいております。

そういう会議に出させていただきますと、若い時に思ったことは、例えば我々の大学の先輩とか、あるいは長老がおりますと、俺はこういうことを発言すれば良かったと思うんですが、なかなか発言できなくて、帰ってから「しまった、俺もこういうことを言っておけば良かった」というふうに思うことが多々ございました。

それでいろいろ調べてみますと、私も研究者でございますから、会議術という分野なんですね。会議の進め方というふうな本も、青森県にはあまり出ておりませんが、そういう分野があるんです。特に、文系その他の方には。それを話しますと長くなりますので、省略いたしますが。

ただ、それらの中のポイントは、会議は委員の方が皆同格なんで、ひとつ思っていることは

遠慮なくどんどん発言しようということが1つ。

もう1つ、会議は長くても2時間が限度であると。それ以上の会議は、ほとんど無駄というふうなことを書いてあるんですね。

ただ今日は、事務局の方でたっぷり2時間半とっていただきましたので、その2点だけ御紹介申し上げまして、ひとつ、皆さん、区分のベテランでございますので、県は第1回の会議の時に、いろいろ御説明がございましたように、これらの計画の案に対して県内のほとんどの方々がいろいろ討論して原案を作ったわけでございます。ひとつ、御忌憚のない意見を、そう難しい顔をしないで、気楽にいろいろ発言いただいて、帰る時には「俺は、こういう委員会の委員をお手伝いして良かったな」と思う気持ちを持って帰るように、御忌憚のない御意見をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議題に進ませていただきます。

諮問案件の1でございます。これは、第二次青森県環境計画（仮称）案についてでございますが、事務局から説明をお願い申し上げます。

（小野村環境政策課長）

環境政策課長の小野村です。よろしく申し上げます。

それでは、資料に基づきまして説明いたします。

今回の御意見は全部で16件です。主なものについて説明させていただきます。

本日配付した資料1、第二次青森県環境計画（仮称）案につきましては、前回の意見と今回までの意見をふまえて、アンダーラインで修正、追加等の箇所を示してあります。現時点での最新版となります。

それでは資料2の1、高松委員から、「青森らしさ」が曖昧であることから、計画案の1ページの計画の18行目の「幸いにも」の段落の最後に文章を加えたらどうかという御意見です。

これにつきましては、18行目の「幸いにも」以下の次の段落に、「これらの地域資源は、正に青森らしさを支え、青森らしさを最大限に発揮することを可能にする県民共通の財産です。」を付け加えさせていただきます。

それから2番目、日景委員から同じく青森らしさに関する御意見がございました。前回の御意見でございます。前回の審議会でも出された御意見ですが、高松委員の御意見と関連になりますが、本県は優れた自然や原生的な自然、里山などの身近な自然、豊富で安全な水資源、豊富なバイオマスなど多くの環境資源に恵まれており、計画案では、1から3までお示ししている取組を推進することとしており、これらが青森らしさの主なものであると考えております。

2ページをお開きください。

針生委員から、計画の中で県民にとって理解しやすい事例も掲載したらどうか、という御意見です。

これにつきましては、県民に関わりの深いものや、身近なものを計画の製本段階でワンポイ

ントメモのような形で整理することを検討させていただきます。あまり堅苦しくならない計画ということで、それをワンポイントアドバイスとして入れていきたいと思えます。

それから、4番目。同じく針生委員から、前回の審議会でも議論になりました、八甲田山の呼び方です。八甲田山地域は、一般に八甲田山と呼ばれることが多いわけですが、山（さん）とは1つの山を示す言葉であり、複数の山からなる地域は連峰や山地と呼ぶのが通常です。書籍などでも八甲田山を使用しているものが多い一方、県発行冊子をはじめ、八甲田連峰を使用しているものも少なくなく、統一されていない状況にあります。

ただし、八甲田山地は使用することが少ない上、地形上、この区域は山地ではなく火山地となっており、八甲田山地を使用した場合、この点において誤解を招く可能性も危惧されます。

従いまして、本計画においては、多くの県民が馴染んでいる八甲田山の名称を使用させていただきますが、誤解のないように注釈をつけさせていただきます。

3ページの5番、6番、藤田委員の御意見につきましては、御指摘のとおり修正させていただきます。

4ページをお開きください。

7番、高松委員から25ページ、29ページ、33ページ、これらはいずれも自然環境の保全に関する内容ですが、生活環境の保全の方には、農業者の役割を別に示しており、自然環境の保全の方で農業者の役割が示されていないのはなぜかという御意見です。

これにつきましては、前回の審議会で説明が足りなかったという点で反省しておりますが、この計画における事業者、団体の役割は、事業活動を行う者の役割を大括りで整理しております。生活環境の保全では、稲わらの焼却、家畜排せつ物による悪臭の発生、化学肥料や農薬の使用等による水質への影響など、農業特有の環境負荷の低減を図る観点から、農業者の役割を個別に記載しているということで御理解いただきたいと思えます。

8番目、日景委員から、わら焼きに関する御意見です。県全体の水稻作付面積に対する稲わら焼却面積の割合は、昭和47年度の31.5%に比べ、平成17年度には3.5%と大幅に減少しています。依然として、西北五地域を中心として、特定の地域でわら焼きが行われております。県では現在、稲わらの有効利用や稲わらの焼却防止の推進に取り組んでいることから、現段階では条例による稲わら焼却の規制は考えておりません。

5ページをお開きください。

9番、福士委員から、計画案65ページの廃棄物の不法投棄件数の指標について、解決率が良いのではないかと御意見です。これにつきましては、解決率を上げていくことも課題ではありますが、不法投棄の件数そのものも減少させつつ、その早期解決を図っていくことが重要であると考えていますので、発見件数と解決件数を載せており、解決率につきましては、両方の数値を表すことで御判断いただけるものと考えております。

なお、発見件数と解決件数については、県の基本計画である生活創造推進プランの指標としても掲げていますので、その点については御理解いただきたいと思えます。

10番目、前回の審議会でも豊川委員から御質問がありましたが、廃棄物の不法投棄件数の数値の表し方に関する御意見です。不法投棄件数につきましては、年度によってばらつきが見られ、前年度に比べて大幅に減少している17年度の件数のみをもって、目標を設定することは無理があるという判断から、資料1の本体の65ページを御覧いただければ分かりますけれども、現状値を15年度から17年度の3年間の平均値で整理させていただきたいと思います。従いまして、10トン以上の不法投棄発見件数を含めて、現状値から目標値が下がっております。

6ページをお開きください。

11番、針生委員から83ページの図の4-5-1、青森県における電力使用量等の推移を青森県の標準家庭における各種エネルギーの使用量の推移とすべきではないかという御意見です。これにつきましては、標準世帯とか1世帯当たりでエネルギー消費の動向を示すことも見せ方の1つではありますが、石油とLPガスについて、家庭のみを対象とした統計がないことなどから、製造業部門、業務部門などを含めた消費量を統計として使用しているものです。御理解いただきたいと思います。

12番、日景委員から総合的な学習の時間で、環境をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合の指標に関する御意見です。

1つ目は、総合的な学習の時間だけを取り上げているのはなぜか。総合的な学習の時間に限定せず、教科等での学習でも良いのではないかという御意見ですが、現時点では、統計等により把握が可能なものはこの指標のみです。社会、理科等の教科を活用した、環境教育も含めて指標とした場合、全ての学校において何らかの形で環境教育を実施している形になります。

2つ目は、学習指導要領の改訂により、総合的な学習の時間が少なくなると言われており、これだけでは目標値は達成できにくいのではないかという御意見です。現在、学習指導要領の改訂が検討されているものの、現時点では、その詳細が決まっておらず、また学習指導要領が改訂され、学校で実施されるまでには相当の時間を要するものと見込まれることから、これまでも設定している指標を用いることとしました。

この指標の取扱いにつきましては、教育庁とも協議済みです。

13番の福士委員の御意見については、御指摘のとおり修正します。

続いて7ページをお開きください。

14番、日景委員から十和田湖の水質の保全に関する御意見です。十和田湖の水質は、昭和61年度以降、水の汚れの程度を示す化学的酸素要求量、いわゆるCODが1リットル当たり1ミリグラム以下とされている環境基準を達成できず、また清らかさの象徴である透明度も11メートルを下回る状況が続いています。

ちなみに18年度の速報値では、CODが1リットル当たり1.3ミリグラム、透明度が10.1メートルとなっております。

このため、青森・秋田両県では、抜本的な対策として、十和田湖特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成3年4月から一部供用を開始し、これまで下水道への加入促進を働きかけて

きた結果、平成18年4月1日現在で、下水道接続率は青森県が92%、秋田県が73%となっております。

また両県では、平成13年8月に十和田湖水質・生態系改善行動指針を策定し、関係機関と連携して、水質調査の実施、ワカサギの駆除や環境保全会議の開催による環境保全意識の向上等の対策の推進に取り組んで参りました。

これまでの調査結果では、水質汚濁の原因として、湖内の生態系変化のほかに、下水道未接続による一部の生活排水、青楓山地区からの逆送水、あるいは降雨、降雪や流入河川からの自然的な負荷などが複合的に影響していると考えられるため、さらに高度な調査研究をし、汚濁のメカニズムを解明した上で、汚濁負荷量の削減対策を検討していく必要があります。

このため、来年度から3か年にわたり独立行政法人である国立環境研究所及び土木研究所とともに、難分解性の有機物の汚濁機構を解明する研究を予定しております。

8ページをお開きください。

15番、その他の御意見です。針生委員から、国の21世紀環境立国戦略の策定にならって、青森県としても戦略を策定してはどうかという御提案です。21世紀環境立国戦略の策定は、安倍内閣総理大臣が施政方針演説で表明したものです。国の戦略は国際的視野に立って策定が進められるものであり、県としては、環境計画が本県の環境行政の基本となるということで、現時点では、戦略のようなものを策定する予定はありません。

いずれにしても、国の戦略を見極めて、地域からできることは積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思っております。

最後に16番、加賀谷委員から、平成15年に制定された環境保全活動・環境教育推進法と基本計画の関連性の質問です。国では、この法律に基づき、平成16年9月、基本方針を策定し、県においても、平成18年3月、青森県環境教育・学習基本方針を策定しました。

計画案では、91ページの地域環境力を担う人財の育成、97ページの人財と情報のネットワークづくりなど、基本方針を踏まえた取組に関する記述を整理しております。

以上が、委員の皆様からの御意見に対する県の考え方です。

あと1つ説明いたします。補足ですが、計画の第7部第2章に記述している計画の進行管理について説明いたします。

第4部の7つの重点施策、第5部の10の個別施策についての進行管理を行うため、環境審議会の下部組織としまして、青森県環境保全施策推進協議会を設置して、進行管理に務めていきたいと考えております。

環境保全施策推進協議会の委員は、会長と相談しまして環境審議会の委員及び学識経験者の中から選任することとしたいと思っております。

なお、計画の進捗状況については、県が毎年度発行する環境白書で示していきたいと考えております。

さらに県では、全庁的な評価システムである、生活創造推進プランに基づく施策評価も踏ま

えていくことといたします。以上です。

（鈴木会長）

ありがとうございました。

ただ今、諮問案件1の第二次青森県環境計画の仮称の案につきまして、前回の審議会で事務局から御報告いただき、ただ今事務局から委員の皆様からの御意見への対応につきまして説明があったわけですが、皆さん、如何でございましょうか。

特に、質問を出された高松委員は欠席されているようですが、日景委員、針生委員、藤田委員、豊川委員、加賀谷委員。特に、御意見を述べられた方々に対する県の考え方を右の方に記しまして、今、御説明をいただいたわけですが、取りあえずは質問された方々の御意見、これでよろしいでしょうか。

針生委員。

（針生委員）

八甲田山の地名で、非常に混乱をさせた本人ですが、参考までに先日の八甲田前岳の雪崩れでは、各マスコミこぞって八甲田山系を使っていることを認識しておいていただければと思っております。

私は、やっぱり地元の地名というのは、地元で決めていけばいいわけですから、将来的にわたって使われていく八甲田山に対する文章上の地名につきましては、県の総務部の文書担当の部署で、いろんな方から御意見を伺って、青森県として決めていただければいいんじゃないかと思っております。以上です。

（鈴木会長）

そうしますと、今の事務局からの説明でよろしいですか。分かりました。

それでは、このほかに、先ほど申し上げましたように、そう堅苦しくならないで、御意見をどんどん述べていただければ幸いです。

どうか、そう難しい顔をしないで、委員の方々それぞれの分野で立派な中心になる方でございますので、御忌憚のない御意見をいただければ。今、質問いただいた御意見のほかで結構でございます。

もしないようでしたら、第1の諮問案件はこれでよろしいということで答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ほどのこの諮問案件1の第二次青森県環境計画（仮称）案につきましては、これを適当と認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議がないようでございますので、この原案が適当だということを認めて、その旨、答案したいと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして諮問案件2に移らせていただきます。

これは、平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）でございます。事務局から説明をお願いします。

平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について

（小野村環境政策課長）

それでは、諮問案件の2、平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について説明いたします。

最初に資料2によりまして、これまでの公共用水域測定結果の概要について説明します。

資料1につきましては、資料3の説明資料に基づいて説明いたします。

また、参考資料としまして、水質汚濁防止法の抜粋も添付しております。

それでは、資料2の1ページを御覧ください。

まず、1の概況ですが、水質汚濁防止法の規定に基づき、健康項目や生活環境項目等について常時監視を実施した結果、平成17年度の水質は総体的にみて、概ね良好な状況にあり、近年、ほぼ横ばいの状況にあります。

なお、平成18年度分は、3月まで測定のため、まだ結果が出ておりません。

続きまして、2の健康項目に関する達成状況について見ますと、44河川、5湖沼、3海域の合わせて105地点において調査を行った結果、むつ市、大畑町の正津川において砒素が環境基準を超過しました。この原因は、砒素を含む温泉のゆう出に由来する自然要因によるものと考えられます。

なお、平成18年11月時点の速報値では、正津川の砒素は依然として環境基準値を超過しておりますが、それ以外の項目については、環境基準を達成している状況にあります。

次に3の生活環境項目の達成状況について見ますと、64河川、7湖沼、8海域の197地点において調査を行ったところ、河川で98%、湖沼では66%、海域で96%、全体の達成状況は96%となっており、平成17年度の全国平均の83%を13ポイント上回っております。

なお、環境基準の未達成地点については、河川では山田川の車力橋1地点、湖沼では十和田湖の中央及び子ノ口前面の2地点、海域では日本海岸地先海域の十三湖1 km 沖及び岩崎1 km 沖の2地点であり、山田川については、流域における生活排水等の流入による影響が考えられます。

また、十和田湖については、先ほども説明しましたが、公共下水道の整備などによる水質改善対策を実施してきましたが、環境基準が達成されていない状況が続いております。

日本海岸地先海域の2地点については、流入する河川水に含まれる汚濁物質が滞留したためと考えられることから、流入河川の水質保全を図る必要があると考えております。

次に2ページです。

要監視項目の測定結果ですが、要監視項目は、人の健康に関する物質であるものの、公共用

水域における検出状況から見まして、現時点では直ちに健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として27項目あります。

このうち、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、E P Nの3項目について20河川の24地点において、延べ47件の調査を行ったところ、全ての地点で検出されませんでした。

以上が資料2の概要です。

続きまして、資料3、これは資料1の説明資料になりますが、資料3を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。

1の趣旨ですが、この計画は水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、公共用水域の水質測定について、測定項目、測定地点等必要な事項を定めるものです。

次に2の測定計画の作成に関する考え方ですが、環境省が示している処理基準に基づいて、これまでの測定結果や利水状況等を勘案し、引き続き適正な監視水準が確保されるよう、測定計画案を作成しております。

また、測定計画の策定に当たっては、関係機関の間で統一的視点から総合的に行われるように、国土交通省、青森市及び八戸市と調整を行っております。

次に3の平成19年度計画（案）の概要についてですが、79水域196地点において、延べ12,319項目について測定を行うこととしております。県及び国土交通省では、平成18年度の測定計画において、測定地点及び測定項目についてモニタリングの効率化、重点化を図り見直しを行いました。平成19年度については、平成18年度の測定計画とほぼ同様の内容となっておりますが、平成19年度は表1に示すとおり、測定項目数合計が平成18年度に比べ、健康項目で1項目、13件増となっております。

これは、加賀谷委員から御質問がありましたが、健康項目のうち、その他の有機塩素化合物7項目については、これまで検出されていない状況にあることから、Aグループ3項目、Bグループ4項目、2つのグループに分け、隔年で測定してきました。

18年度がAグループ3項目、19年度がBグループの4項目の年となったため、1項目13件増となったわけです。

次に、4の平成19年度計画の特徴について説明いたします。

(1)の青森市による公共用水域の常時監視ですが、青森市が平成18年10月1日から、地方自治法で定める中核市へ移行したことに伴い、水質汚濁防止法施行令第10条の規定に基づき、公共用水域の常時監視等の事務を行うことになりました。

次に3ページを御覧ください。表3に青森市の調査地点を記載しております。河川が7水域14地点、海域1水域3地点の合計8水域17地点について実施することとしております。

次に(2)の健康項目についてですが、先ほどもふれましたが、県、青森市及び八戸市では、その他の有機塩素化合物7項目については、隔年で3項目、4項目と実施しており、農薬4項目については2項目ずつ、隔年で測定することとしております。

平成19年度は、その他の有機塩素化合物については、表4に記載の4項目、同様に農薬2項

目を対象としております。

最後に4ページを御覧ください。

(3)の要監視項目については、県、青森市及び八戸市が毎年2項目ずつ、ローリング調査を行うこととしており、平成19年度の計画案では、過去の実施状況や県内における農薬の出荷量、用途などを勘案し、ダイアジノン及びフェニトロチオンについて調査対象としております。

以上が19年度の公共用水域の水質測定計画案です。

続いて、委員の皆様方から事前に質問があったものについてお答えいたします。

資料4を御覧ください。

まず、石田委員から、県では11年度から河川や湖沼、海域で環境ホルモンに関するモニタリングを行っているようであるが、計画(案)には、環境ホルモンの測定項目が取り上げられていないという御意見です。

県の考え方ですが、環境基準の定められていない環境ホルモンにつきましては、その実態を把握する必要があると考えており、平成11年度から公共用地域の水質や底質について、測定項目や測定地点のローリングを行いながら調査を実施しており、その結果を環境白書及び県のホームページで公表しております。

ちなみに18年度には、8物質について、河川10地点、湖沼2地点、海域3地点の計16地点で調査をいたしました。その結果、速報値ではありますが、全ての地点において不検出、あるいは環境省が過去に実施した全国調査結果の濃度の範囲内ということでした。

2ページを御覧ください。これは、先ほど資料3の中で説明しましたので、省略させていただきます。

3ページを御覧ください。加賀谷委員からの御質問です。総測定回数に年6回、年4回のものがある。この回数決定の条件は何かという御質問です。

県が平成18年2月に定めた処理方針では、BOD、COD等の生活環境項目については、年6回の測定としていますが、類型指定水域においては、概ね10年間環境基準を達成している場合や、類型未指定水域においては、測定結果に大きな変動が見られない場合は、基準達成の評価が可能な最少の回数である年4回の測定としております。

なお、中核市移行に伴い、公共用水域の常時監視等の事務を行うことになった青森市においても、県と同様の方針により実施することとなります。以上です。

(鈴木会長)

以上、諮問の2の平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)につきまして、事務局から説明があったわけですが、お配りしております資料4にありますように、前もって委員の方から御意見をいただいております。

石田委員と加賀谷委員でございますが、石田委員は今日はお休みのようでございますが、それぞれの意見に対しての県の考え方が右の方に書いてございまして、それを説明したわけでござ

ございます。

加賀谷委員、如何でしょうか。よろしいですか。

公共用水域の水質の測定につきましては、年に1回ずつ、前年度の測定結果、あるいはまだ年度が終わっておりませんので、まだ3月までかかるところがございますが、その場合には前の年の測定結果を踏まえて、いろいろと検討して新しい測定計画を立てるわけでございます。これは毎年やっているわけでございますが、今までの意見としては、我々も、誰でもそうなんです、測定回数を1つでも2つでも多く増やすと、大変良いような感じがするんですが、実際測定すると、分析した方はお分かりのように、えらく金がかかるんですね。工学的に見ますと、工学は物づくり、それに伴う環境安全工学でございますから、いかに少ない測定で金をかけないで安全を確保するか、そういう基本的な考えを持っています。

幸い、県では、毎年測定を踏まえて、19年度はこういうふうにするタイプというので、一応、私もこれでいいのではないかと思います。つきましては、特にまた御意見がなければ、この2の平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について、意見を終わらせていただくと同時に、この諮問案件につきましては、これが妥当であるというふうに認めまして、その旨答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。遠慮はいたしません。お見受けしたところ、御意見がないようでございますので、計画のこの案を妥当だといたしまして、続きまして諮問案件の3に移らせていただきたいと思います。

つまり、平成19年度地下水の水質の測定に関する計画（案）でございます。これにつきまして、事務局から説明をお願い申し上げます。

平成19年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について

（小野村環境政策課長）

諮問案件の3、平成19年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について説明します。

最初に資料2によりましてこれまでの測定結果の概要について説明いたします。

それでは資料2の1ページを御覧ください。

1の地下水の水質監視についてですが、地下水の汚染の状況を把握するため、平成元年度から県内全域の井戸を対象に継続的に監視しております。

2の平成18年度までの調査実施状況ですが、県内全市町村を対象に概ね3年から5年の間で一巡するよう調査しており、延べ1,175本の井戸について概況調査を実施してきました。これまでに8市11町1村の67地区で環境基準項目が検出されております。

環境基準項目が検出された井戸については、経年変化を把握するため、定期的にモニタリング調査を実施しております。表1は、平成元年度から18年度までの地下水質調査実施状況です。

次に2ページを御覧ください。

亜硝酸性窒素が18本の井戸から、ふっ素が33本の井戸から、ほう素が21本の井戸から検出されました。

このうち、環境基準値を超えて検出された井戸は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が五戸町の井戸1本、ふっ素が五所川原市の井戸1本、大鰐町の井戸1本、計2本でした。

次に(2)の汚染井戸周辺地区調査についてですが、5市1町1村の9地区58本の井戸について調査を実施しました。青森市幸畑地区の4本の井戸のうち、2本から砒素が検出されましたが、環境基準値は超過していませんでした。その他の地区の調査結果は、記載のとおりです。

次に3ページ、(3)の定期モニタリング調査ですが、6市6町の27地区、66本の井戸について調査したところ、38本の井戸で環境基準値を超過していました。主な地区について説明します。

弘前市土手町地区は、テトラクロロエチレンが環境基準値を超過しており、再び上昇傾向にあります。

黒石市一番町地区は、1,1,2-トリクロロエタンが検出されております。

八戸市尻内町地区は、昨年度は四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレンが環境基準値を超過しておりましたが、今年度は基準値以内でした。

三沢市中央町地区は、昨年度は四塩化炭素が環境基準値を超過していましたが、今年度は検出されませんでした。

その他の地区は資料を御覧ください。

なお、これらの物質につきましては、環境基準値の超過の有無に関わらず、今後も引き続き監視を行って参ります。

以上が資料2の概要です。

続きまして資料3に基づき説明いたします。

資料3の1ページを御覧ください。

まず、1の趣旨ですが、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、平成19年度の地下水の水質の測定について、測定地点、測定項目、測定方法及びその他必要な事項を定めるものです。

次に2の測定計画(案)の概要について説明します。平成19年度の測定計画(案)は、平成17年6月に改正された国の処理基準に準拠し策定しており、国土交通省、中核市である青森市及び特例市である八戸市から提出された計画案について県が取りまとめ、平成19年度は198地点の調査を予定しております。

2ページを御覧ください。

3の測定計画(案)の内容です。

(1)の概況調査ですが、アの測定地点につきましては、県内を6ブロックに分け、各ブロックから調査地点が選定されるように計画しており、平成19年度は10市のほか、昨年度に調査を実施していない町村を調査対象にすることとし、10市6町5村の31本の井戸について調査することとしております。

イの測定項目についてですが、基本的には1つ目としまして、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの有機塩素系化合物4項目。2つ目

としまして、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブの農薬4項目。3つ目としまして、ほう素、ふっ素、並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目を加えた11項目について測定することとしておりますが、地区によりまして、調査対象物質が異なっております。

3ページの表は、平成19年度の概況調査地点及び測定項目です。

次に(2)の汚染井戸周辺地区調査についてですが、アの測定地点につきましては、3市4町10地区90本の井戸について調査を行います。

4ページ、イの測定項目ですが、平成18年度の調査において、カドミウムや鉛などが検出された八戸市や、硝酸性窒素などが環境基準値を超過して検出された五戸町などを中心に当該検出物質を測定することとしております。詳細は、表3を御覧ください。

(3)の定期モニタリング調査についてですが、アの測定地点につきましては、新たに汚染井戸周辺地区調査から移行する地区を加えた6市6町1村の36地区77本の井戸について調査を行うこととしております。

イの測定項目についてですが、6地区8本の井戸でジクロロメタン等有機塩素系化合物9項目を、1地区1本の井戸で砒素を、20地区52本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などを測定することとしております。

最後に測定回数は、年1回と考えております。

以上が19年度、地下水の水質測定計画(案)です。

続いて、事前に1件の御質問をいただいておりますので、お答えいたします。

資料4を御覧ください。

加賀谷委員から、測定地点の決定について増減があるが、その理由は何かという御質問です。

地下水の調査は、地域の全体的な地下水質の概要を把握するため、まず概況調査、概況調査により汚染井戸が発見された場合、汚染範囲を確認するための2つ目としまして、汚染井戸周辺地区調査、及び汚染井戸周辺地区調査により汚染井戸が確定された後、定点を設け経年変化を把握するための3つ目としまして、定期モニタリング調査、この3つの調査になります。

概況調査は、県内全市町村を対象に概ね3年から5年で一巡するよう実施しており、年度により調査地点が異なること、また、概況調査の結果により、汚染井戸周辺地区調査が行われ、汚染範囲の確定後、定期モニタリング調査が行われることや、3年以上水質が改善された井戸については、同調査を終了するということから、地点数に増減があるものでございます。

以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

地下水の水質の測定に関する計画の案につきまして、いろいろ御説明をいただいたわけですが、実は、これも例年の環境審議会の案件でございますけれども、実は、例えば、資料

3の1ページに、表1、平成19年度地下水質測定計画地点数の表があります。平成18年度の地点の数が158で、19年度が198と40地点も増えているんですね。我々、工学的に見ますと、実はこういう水質の分析は、先ほど申し上げましたように、金が増えればいいんじゃないかと、実は金が物凄くかかるんです、この分析には。そういう意味からいくと、どうしてこんなにやらないといけないか、というふうなことと、今の加賀谷委員の御指摘、多少関連するんじゃないかと思うんですが、加賀谷委員、如何でございますか。

(加賀谷委員)

全く同じ考えで質問を出したんですが、大変いい回答だと思います。

(鈴木会長)

それから、問題なのは、例えば、2ページのところに八戸の場合でも、市川とか尻内とか、売市の地区の井戸でいろんな物質が出ているわけですが、そのほか、3ページで各市町村、各地域の測定項目を挙げておりますが、測定結果と物理化学的な発生の原因というのはやっぱり分からないのでしょうか。事務局。

(今環境政策課副参事)

環境保全グループの今と申します。

いろいろ調査はしていますが、何分地下水なので、原因者というか、どちらが原因でこういう物質が検出されるか、一般論としては言えることは言えるんですが、現在になって調査しても、その工場がないとか、それから、今は操業していないとか、いろいろ原因者を追及するのは、なかなか困難な状況になっています。

それから、地下水の移動速度が非常に遅い場合もありますので、いつ頃のものが原因かというのは、なかなか特定することが困難な状況でございます。

しかし、飲用に使用しない井戸がほとんどなものですので、そういう意味では、県民に対する健康影響はないものと考えております。

確実に監視していく必要はあるかと思っております。

(鈴木会長)

結局、汚染状況の移り変わりを把握する調査ということで、5ページのような調査地区、地点が出ておりますが、その後の変化が6ページに経年変化が2点だけ挙げております。

以上の計画で如何でございますでしょうか。

特に御意見がなければ、平成19年度地下水の水質の測定に関する計画の案について、これでもよろしいという答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がないようでございますので、それではこの案件につきましては、原案のとおりでよろ

しいということで、答申させていただきます。

続きましては、4番目になりますが、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更(案)についてでございます。

事務局、説明よろしく願い申し上げます。

**青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更(案)について
(鎌田県境再生対策室長)**

県境再生対策室長をしております鎌田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

まず、説明に入る前に、まずもってお詫び申し上げます。本来ならば、もっと早く整理して資料の方を配付すべきだったんですが、また、本日さらに差し替えということもさせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

実施計画書の変更につきましては、環境省との協議がなかなか整わなくて、時間がなくなってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

ただ言えるのは、変更箇所はあくまでも2か所であるということでございますので、本日委員の皆様から2点の部分についての御意見を伺うこととなっております。よろしくお願ひします。

この事業につきましては、マスコミ等を通じまして御存知かもしれませんが、現在の我々の原状回復の状況を説明して、概要を御理解いただいた上での実施計画の変更案について説明させていただきます。

申し訳ございませんが、パワーポイントで概略を説明させていただきます。

(司 会)

それでは、プロジェクターの準備ができるまで、しばらくそのままお待ちください。

(鎌田県境再生対策室長)

ちょっと後ろの方、見にくいかもしれませんが、これが現場の発覚した時点における、平成12年10月頃の現場の全景でございます。ちょうど、このラインのこちらの上の方が青森県、こちらの方が岩手県という具合になっております。この辺が県境になっておりまして、こちらが一番高い480mくらいです。こちらからずっと下の方に下がって行って、大体この辺が420、430mの高さで傾斜になっております。

青森県の場合には、このエリア、大体11ha ありますが、ここ全域に約67万 m^3 の廃棄物が不法投棄されています。ここにちょっと見えますけども、黒い部分、これが堆肥様物と我々しゃべっているんですが、堆肥を作ろうとして上手くいなくて、埋め込んでしまった、捨ててしまったということです。

この中には、当然汚い水が入っておりますので、この事業者はどうしたかという、この中

の水をこの下の方に田んぼみたいなところがありますが、これはラグーンと称しまして沈殿槽を作っております。こちらの水が全部この中に入って行って、段々に上澄みだけを流して、沢に流していくというようなことをやっております。

これが、昨年の5月に大分作業が進捗した状況でございます。ちょうどこの辺が、この緑になっている部分が青森県でございます。このブルーになっているところは、実はシートで覆っております。中に雨水が入って、汚い水がどんどんどん出てくるのを防ぐために、表面キャッピングといいまして、表面を遮水しているということでございます。

それから、ここから全部水が下の方に流れてこちらの方に来ますので、先ほど田んぼのところは今こうなっております。ここに、今私が赤い線でやっています、ここに遮水壁を造りました。遮水壁を造って、この中の水が外に漏れないようにしております。大体、一番深いところで20mくらいコンクリートのソイルセメントで壁を造って水が流れ出ないようにしていると。そしてこの辺に溜めて、ここでこの導水管を使って、ここが水処理施設です。この水処理施設で処理して放流しているという状況です。

どういう状況で入っているかという、この茶色い部分、これが土です。覆土層と書いてありますが土です。業者は、ごみを埋めて隠ぺいするために上に土を被せたと。そしてまた、ごみを埋めて土を被せたと。ちょうどここで分かりやすいのが、ここにあるのがRDFということで、いわゆる紙とかプラスチック類を圧縮して固めたものです。普通であれば、三重県で問題になりましたが、燃料になります。ところが、燃料になれない部分なので、捨ててしまったと。その下には、汚泥主体の廃棄物がここにビニール袋みたいなものが一杯ありますが、そういうものを埋めているという状態で、こういうような何層にもなって埋まっているということでございます。

どうしても、汚染拡散防止対策という、いわゆる壁を造ったり水処理施設を造っている間は、斜面になっている水、汚い水が出ないようにするために、それでも撤去しなければならない。そうすると、このように、シートの上にあるごみだけを撤去していく。これが、16年の12月からこの撤去を始めております。これがちょうど堆肥みたいなものということで、非常に真っ黒ないろんなものが混じっているごみでございます。これを撤去しているということです。

先ほど見たごみを処理するんですが、処理業者側の方からいろいろとクレームが付きまして、条件が付きまして、大きさを揃えてくれとありまして、それを揃えるためにはふるいにかけてくちやならない、ふるいにかけるためには、水分をある程度少なくしなきゃいけない、そのために、こういうところで掘ったごみ、あげたごみをこの石灰混合、石灰を入れて50%くらい水分のあるごみを40%くらいにします。40%にしたごみを今度、ここで廃棄物選別と書いてありますが、ふるいがあります。ふるいでもって青森の鶴ヶ坂にある青森RERという会社には、100ミリ以下のものを運んでいます。それから、八戸セメントの方には、40ミリ以下のものを運んでおります。こういう具合にそこで選別して、ここでトラックで積み込んでいく、というような作業をしております。

どういう具合のトラックでやるかということ、深ボディーの、天蓋車と称して上に蓋があります。臭いとかごみが飛散するとか、そういうことのないようにしながら、こういう具合に積み込んでいって、横からきてこのコンベアで入れております。この現場から出る場合には、必ずタイヤとボディーを全部洗います。中のごみは一切外に出さないというような気を遣って外に出していって処理施設に持っていっているということでございます。

先ほどいいました水処理施設ですが、この上が現場です。この上が現場で、この白いところをずっと水が走ってきて、この中で処理しています。処理水はどうかということ、現場の中にある水はこのような水ですが、今、こういう茶色い水ですが、当時、平成12年度あたりは真っ黒な水でした。現在はこういう水でそれを原水槽、いわゆる水処理施設に入る前はこのくらいになっています。いろんな処理をすることによって、透明な排水基準を十分満たすような水を流していっているということが大体の概況でございます。

これから資料に基づいて説明したいと思います。

まず、資料2から御覧いただきたいと思います。

この資料2は、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書の変更についてということで、右側に平成19年2月16日と日付のある資料でございます。

これについては、実施計画というのは一体何だということ、実施計画の変更の手続きについてここで整理しております。よろしいでしょうか。裏表になっている一枚の紙でございます。右側の上に、平成19年2月16日、青森県県境再生対策室という名前を付しているものでございます。

それでは、これについて説明させていただきます。

これまでの主な経緯でございますが、平成15年6月に特別措置法の公布ということで、平たく言えば要するに不法投棄現場を原状回復するために国が財政的支援をしましょうという法律を作ってください、これは平成15年度から24年度までの時限立法になります。それに基づいた形で、実際どのような背景から、どのような方法で原状回復をするのかという計画、いわゆる実施計画を作るための方針ということで、平成15年10月3日に基本的な方針を公表しております。

県では、この方針に基づいて実施計画案を作りまして、15年の11月14日に県の環境審議会の意見をいただいております。実は、環境省に出す前に、関係市町村と環境審議会の意見を聴いて、それを添付しながら計画書を出さないといけないということになっております。

また、変更の場合にも準じて行うということになっておりますので、今回、変更方法について、委員の皆様のお伺いしたいということでございます。

そういう意見を付して、環境省に提出した結果、16年1月21日に環境大臣からこの計画書でよろしいという同意をいただきました。その同意に基づきまして、12月6日から撤去を、先ほどの真っ黒いごみでございますが、あれの撤去を開始し、今までやって参りました。やって参りましたが、その間にいろんな、どうしても加熱処理だけでは無理なものとか、それから、

いわゆる実施計画の中に書いているだけでは処理できないもの、あるいは、作業上非常に危険性がある場合、ということが分かりましたので、19年度からの本格撤去に当たっては、実施計画の変更をして、事業が合理的に実施できるよう、という具合に変更していきたいと考えております。

そのための実施計画を作る前に、平成18年11月22日に本格撤去計画書、いわゆる19年度から最終年度である24年度まで何をすれば良いのかという具体的な内容を書いた本格撤去計画書を作成しました。これは本日参考までに要約版を配付しております。

裏を見ていただきたいと思います。

変更手続きでございますが、大体環境省と打ち合わせをして、今日配付しております概要版がございますが、これに基づいて計画書を作成しておりますので、それを本日、諮問、答申いただきまして、そして今現在、田子町からも意見を伺っております。その意見を付して、環境省に実施計画書（変更案）として提出し、年度内には環境大臣の同意をいただいて、19年度から実施計画に基づいて事業を進めていきたいと考えております。

それじゃ、何をどのように変更するのかということでございますが、変更箇所については、資料1の青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書（変更案）の概要、今日、差し替えていただいた分がございますが、それに添付してある新旧対照表がございますが、それを御覧になっていただきたいと思います。

ここに図面が書いております。最初、説明する前にちょっと図面を開いていただきたいと思っております。図Ⅲ-15という新旧対照表と一緒に載っているかと思っておりますが、こういう表がございます。図があります。この図で最初に説明いたしますと、まず、変更前、実施計画前に15年度に作成した実施計画では、上の方のブロックにA、B、C、D、E、Fと書いております。このアルファベットを書いたブロックごとに掘削して、撤去していこうと計画しておりました。

ところが、いろいろと作業している間に、この現場から今まで確認されていなかった硫化水素ガスが発生してきました。確認されました。従いまして、いわゆるブロック的に掘っていくと、硫化水素ガスは重いものですから、下の方に溜まってしまう。その後、下の方を掘削する場合には、作業員が入っていくと非常に危険であるということが分かったものですから、標高の高いところから、いわゆるスライス式と言っていますが、皮を一枚ずつ剥ぐように少しずつ少しずつ削っていこうと。高いところから削っていこうというのが、下の方の図面でございます。標高の高いところから徐々に徐々に削って行って、平場を作ると。大きな広い平場を作る。それによって風通しをよくして、硫化水素が溜まるのを防ぐと。

あるいはまた、そこに重機が入りやすいようにして、作業効率も上げるというようなことをしたいということで、申し訳ございません、また前の新旧対照表に戻っていただきたいんですが。

1番として、撤去計画、(1)撤去計画と書いております。現行では、廃棄物の撤去計画は、11haの区域をAからFエリアの6区画に分割し、年度ごとに以下のとおり撤去する方針とし

ていると書いてありますが、これを右側の変更案では、廃棄物の撤去計画は、11ha の区域を標高の高いエリアからスライス式に掘削することを基本とし、という具合に直していきたい。その理由として右側に書いていますが、硫化水素ガスの発生対策ということにしたいと、これが1つでございます。

それから、次に処理方法でございます。下の方に書いてありますが、処理に当たっては、区内で処理することを基本として、既存の廃棄物処理施設において焼却・焼成・熔融のいずれかの加熱処理をする。これによると、この3つのいずれかの加熱処理じゃないと処理できないこととなります。

そうすると、今まで出てきたものを見ると、金属とか燃えないものも出てきていますので、それは今後処理できないということになります。従いまして、変更案としては、②として処理方法は既存の廃棄物処理施設において焼却・焼成・熔融のいずれかの過熱処理をすることを基本にすると。あくまでも、加熱処理は基本です。その性状等から、加熱処理に適さないものについては、廃棄物処理法に基づくそれ以外の適正処理方法のうち最も合理的な方法により適正に処理するという具合に変更して、処理方法をいろんな処理ができると、方法ができると、例えば、中和とかコンクリート固化とか、あるいは埋め立てとか、そういうものができるように、処理方法を拡大していきましょうということの変更でございます。

文章のこの変更に伴って必要な図面も修正していきたいと、変更していきたいと思っております。これについては、資料1の概要版の5ページを御覧いただきたいと思っております。

5ページの2行目に、4廃棄物の除去等という具合に書いてあります。(1)でこのエリアをスライス式に掘削する。それから(2)の処理方法については、加熱処理をすることを基本に適正な処理をするという具合に直しております。

もう1つ、これが変更部分でございます。そのほかに環境省から言われているのが、例えば、前のページ、4ページを御覧いただきたいと思っております。前に皆様にお送りしたものと、この辺が変わっております。実は、3の汚染拡散防止対策(1)緊急的対策ということがあります。そして、平成17年度までと。これは、前に皆さんにお送りした資料にはありませんでした。なぜ、これが出てきたかという、環境省から、18年度時点の修正を加えなさいという指示がございまして、17年度まではこういうことをします。18年度以降はこういうことをします、という具合に、字句の修正がありました。そういうものが、これからも徐々にいろいろと少しずつやっております。

従いまして、そういうものがございましたので、本日、差し替えもさせていただきました。

いずれにしても、変更部分は2点でございます。

この計画について、委員の皆様から意見がございました。それが資料3の提出意見に対する県の考え方ということでございます。

まず、諮問案件についての意見は特にございませんでした。

実施計画書(変更案)の概要に対する意見として、針生委員から、進捗率とそれからお金、

事業費の負担の御質問がございました。進捗率については、まず、結論から言えば、予定どおり進んでおります。廃棄物の撤去の方ですが、18年度末までの目標としては、約96,000トンの撤去を達成するというにしておりましたが、2月15日現在で今、大体91,000トン撤去しております。従いまして、後1か月半、順調にいけば十分達成できるという見通しにございます。

もう1つの汚染拡散防止対策については、これは先ほど言いましたように、水処理施設とか、あるいは遮水壁の工事でございます。これはもう18年度に完了するというを目的に、目標として実施して参りましたが、水処理施設については、17年の5月、それから、壁については、18年の9月に完成しております。従いまして、これについても予定どおり進められてきております。

事業費についてですが、事業費の434億については、全部県費なのかということですが、これは先ほど申し上げました特措法によって、国の財政支援制度を活用いたしまして、大体国から4割強の支援をいただいております。従いまして、青森県の負担というのは、約6割弱という具合になっております。

2つ目として、職員の処分。対象職員が何名あったのかということでございます。これについては、委員会を開いて審議いただきましたけれども、大量の不法投棄を見過ごして、国内最大規模の不法投棄事案に発展させたことなどによって、関係職員13名が処分を受けております。以上でございます。

それから、石田委員からは、モニタリングの場所、回数について明記すべきだということでございますが、実施計画書、これは概要版ですのでこういう書き方をしましたが、本体には全て載せております。それが別添の資料としてその他配慮すべき重要事項、周辺的生活環境のモニタリング調査ということで添付させていただきました。

調査内容で、水質モニタリングにつきましては、簡単にいいますと現場内、あるいは周辺環境26か所で年4回を基本にしております。場所によっては年6回とか毎月とか、ということもやっております。

②の大気質のモニタリングですが、これは2つの種類に分けてモニタリングしております。1つは、現場を掘削することによって、揮発性の有機化合物が拡散する可能性がある。ここに書いてありますが、ベンゼンとか、有機溶剤であるトリクロロエチレンとか、そういうものが拡散する恐れがありますので、これについては、敷地境界線で年4回実施しております。

もう1つの大気質のモニタリングというのは、これは、ダンプとか、先ほどの天蓋車とか工事車両が結構走りますので、その車両による沿道的生活環境の影響というものを把握するという事で、1か所でNOxとか浮遊粒子状物質を年4回測っております。伴いまして、騒音振動も一緒にこれを含めた3か所で測っております。

このモニタリング調査につきましては、1番最後に書いてありますが、状況に応じて適宜見直しして参ります。項目あるいは頻度、場所、そういうものは適宜見直ししていくこととして

おります。

その他の意見として、廃棄物の本格撤去計画の要約版に対して、小原委員から環境基準だけではなく、周辺の土壌環境と同等以下に確認されることが必要ではないかということと、コンセンサスの前に「住民の方々の」を加えたらどうか、という御意見がございました。これについては、まず下の方のコンセンサスの方でございますが、実施計画書の中には、原状回復方針の中で住民の方々のコンセンサスが得られる場合、という具合につけております。こちらの方がメインになりますので、撤去計画は簡単に書いてありましたので、こういう具合の言い方になりました。

そしてもう1つのこの土壌環境基準うんぬんの方は、本格撤去計画書に対する御意見としてお伺いしたいと思いますので、これは参考にさせていただきたいと考えております。

どうもありがとうございました。以上でございます。

(鈴木会長)

御苦労様でした。

ただ今、諮問事項の4の青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更(案)について、室長さんから御説明があったわけでございます。説明と同時に、針生委員と石田委員、小原委員から御指摘のございました御意見に対しまして、県としては右の方に書いてあるような考え方なんだと、あるいはこういう実態なんだという報告がありましたが、針生委員、石田委員、小原委員、如何でございますか。あるいは、このほかにまた御意見がございましたら、御遠慮なく御意見をいただきたいと思いますが。取りあえず、1番目から針生委員、如何でしょう、これ。よろしいですか。小原委員、如何でございますか。はい、どうぞ。

(小原委員)

私から、2つほど意見を出したんですが、その他のところに入っているところですね。なぜこのようなことを、意見を出したかという、その理由についても一緒に書いて出していたんですが、その部分はここに載っていないので、多少、なぜというところを説明したいと思います。

要約版の③撤去方法の5番というところは、廃棄物と互層になっている覆土については、掘削時にできるだけ分離し、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用すると、この土壌環境基準を満たすものは、というところをこのように書いた方が良いのではないかとということなんですが、その辺を危惧したというのは、環境基準を満たしているということだけでは、地元で、例えば生産するいろんな農産物とか、食品の安全性に関するいろんな危惧があるわけで、それがどうも払拭されないんじゃないかと。基準を満たしていれば良いということではないんじゃないのかなと。むしろ、この状況だと、風評被害の発生というものが危惧されるのではないかという意味で、こういうふうにした方が良いのではないかというようなことです。

それから、地元の住民のコンセンサスというのは、汚染土壌の完全撤廃、撤去、全量撤去と

ということなんで、現在でも現地ではそういうふうになっていると思います。去年の5月には、田子の町議会の方から要望書が県の方に出されております。その中でも全量撤去というふうになっておりますので、県の方では、土壤環境基準を満たせばいいと。地元の方では、そういう環境基準を満たせばいいというふうなことでは納得できないというところでいろいろぶつかり合っているんだと思うんですが、その両者をうまく納得できるようにするには、このような文章にした方が良くはないかということを出したものであります。

そんなことで、県の方でこれに対してどういうふうを考えているかということを知りたいと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

(小原委員)

もう1つ。11月の協議会、推進協議会の方で出した意見というのは、多分、環境基準を満たせば現場に残してもいいとしたのは、覆土だけ。覆土に限ると。ここに書いてあるようないろんな土壤汚染じゃなくて、覆土だけに限って環境基準を満たせば残しても良いというふうに決めたと議事録から見ればそういうふうに思うんですが、そこは如何でしょう。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

今、小原委員の御意見に対しまして、事務局、如何でしょう。

(鎌田県境再生対策室長)

昨年の11月に撤去計画について県の協議会、原状回復推進対策協議会の方で御議論いただきまして、こういう具合になったわけです。

まず、覆土については、これで、この文章で協議会には住民の代表の方もいらっしゃいましたので、それで納得いただいたと、御理解いただいたとっております。

このほかに、最終的に確認する方法として、廃棄物がなくなった場合の地山の調査というものがございます。地山の調査については、これは当然分析をしながら、そして地元の方々と一緒に確認をして、そして最終、これでよしという具合にしていきたいと。それもまた、考え方の中に、撤去計画の中に示しております。それについても、協議会を通じて、住民の方々に理解していただけていると考えております。以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

ただ、小原委員の御意見によれば、具体的に3ページのこういうところにこういうふうにしたらいんじゃないかと、具体的に指示が出ているんですが。これに対しては、御意見として伺いますと、こういうことになっているんですが、この辺はどうなんですか。

事務局、鎌田室長、お願いします。

(鎌田県境再生対策室長)

これについては、やはり小原委員の御意見として、非常に貴重なものとして我々受け止めておりますので、環境審議会でこういう具合の御意見が出されたということは、非常に重く受け止めて、これはやはり参考にしながら、地元の住民の方々と相談しながら、対応していきたいと考えます。

(鈴木会長)

ということだそうですが、小原委員、よろしいですか。

(小原委員)

それはそれでよろしいかと思いますが。

もう1つ、有効利用するのは覆土だけであるというふうな協議会での結論なんですが。この、今日渡された差し替え版の変更案の4ページ一番上の③のところ、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などについて、ここが協議会で出した結論と合わないんじゃないかと思うんですが、そこはどうなんでしょうか。

(鎌田県境再生対策室長)

これについては、実施計画でございますので、平成15年に作成し、住民説明会もして、これは全然直っていない部分でございます。従いまして、前からこのような文章で進めてきておりますので。

(鈴木会長)

そのまま御了解いただきたいということでございますか。小原委員、如何でしょうか。

(小原委員)

なかなか納得はし難いんですが。県の方では、そういう方針だということなんだろうから。

(鎌田県境再生対策室長)

県の方針というよりも、これは地元の住民の方に説明会、住民説明会もいたしまして、あるいは、住民の代表者が入っている協議会でも、この内容についていろいろ協議していただいて、

こういう結論になっているということを御理解いただきたいと思います。

(鈴木会長)

よろしいですか。それと同時に、先ほど室長から御説明がございましたように、これら内容につきましては、環境省の方といろいろ打ち合わせして、こういうふうな御了解をいただいているわけですね。室長さん、そうでしょう。環境省といろいろ相談しながらこういう結論を得たわけでしょう。

(鎌田県境再生対策室長)

はい、そうです。

(鈴木会長)

そうですね。

そういうことになりますと、諮問案件の4の青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更(案)については、特に御意見がなさそうなので、

はい、針生委員、なんでしょう。

(針生委員)

生活環境のモニタリング調査、水質、大気、騒音、振動は必要だからやるんですが、この水質の関係で一番影響が出てくると、いわゆる動物関係なんですね。水生を生活の場としている生息の場としている、そういうものに対する影響の調査というのは、環境省の方でも必要はないということでこうなったんでしょうか。

(鈴木会長)

その辺、事務局如何ですか。

(鎌田県境再生対策室長)

水生生物については、判断基準が非常に難しいということで、環境、いわゆる六法の中にはないものですから、何をいわゆる判断基準にすれば良いのかということで。

実は、我々の方でも前の環境審議会でこの実施計画を作った時に生物調査もしなさいということで、そういう意見をいただいていた。いろんなことをやろうとしたんですが、なかなか地元の漁協とか、そういうところの協力を得られないままにこういう具合に進んで参りました。そのために、今、先ほど見ていただいた水処理施設の中に、水槽にかけ流しでウグイを3匹飼って、その生体を監視しております。そういう調査しか、中でしかできないものですから、外に出て行って河川調査、あるいは沢の調査をやりたいんですが、ちょっとできなかったもの

ですから、生態調査はの中でウグイの観測といますか、そういうことをやっております。

(鈴木会長)

針生委員、如何ですか。

(針生委員)

一応、了解はしますが、あまり専門ではないですけど、ウグイは強い魚だと思っています。恐山の宇曾利湖でも、酸性の強いところでも繁殖していますので、もう少し環境に弱い、例えばヤマアカガエルとか、そういう関係のものもそこでお飼いになるというか、影響を測るために何かしら水生関係に詳しい方と御相談してやった方が良いんじゃないかと感じました。以上です。

(鈴木会長)

分かりました。御意見ということでよろしいですか、針生委員。

(針生委員)

はい。

(鈴木会長)

そうしますと、小原委員、どうぞ。

(小原委員)

今のこの諮問内容とは直接関係ないことなんですが、ちょっと県の方にお聞きしたいことがあります。

去年の10月にモニタリングの調査をした結果がホームページに出ている、ベンゼンとかほう素とかジクロロエチレン、テトラクロロエチレンといったものが基準値を超えて観察される、測定されているということが出ておりましたが、テトラクロロエチレンは、これまでは基準値を超えて出ていなかったと思っていたんですが、これは、廃棄物、これまで進めてきた第一次の撤去とか、そういう車が沢山入ってとか工事をしてとか、そういうことが影響して、更に地下水に出てきたというふうに考えればよろしいんでしょうか。そういうふうに考えているんでしょうか。

(鎌田県境再生対策室長)

先生が今言われたのは、現場内の地下水の結果ですね。これについては、いろいろと有機溶剤をあそこに混ぜた、堆肥を作ろうとして混ぜた経緯がございます。従いまして、普通であ

ればPCEあたりは分解して、2つになったり1つになったりしていくのが普通なんでしょうけども。まだそういうものが残っているのかどうか。

今までそういうものが無かったものがまた出てきたということは、我々掘削はまだしておりません、はっきり言って。掘削していないものですから、廃棄物の拡散、かくはんによって出てきたものではないだろう、という具合に思っております。

だから、廃棄物そのものが持っているものが浸透して出てきた可能性は考えられますが、こういう専門的なことは推測の域を出ないものですから、申し訳ございませんが、そういう考え方でございます。

(小原委員)

これから第二次撤去で、本格的な撤去が始まるわけですね。そうしますと、地下水にまた出てくる可能性がかなりあるわけです。予測はされると思うので。今までの観測地点だけで本当にそれで十分なのか。何地点かやっているわけですが。もう少し観測地点を増やしてチェックするとか、そういうふうなことのお考えはないでしょうか。

(鎌田県境再生対策室長)

我々が一番心配しているのは、周辺環境に出ていくことが一番心配なのです。従いまして、先ほど説明しましたように、壁を打って外に絶対漏れないようにしてしまいました。従いまして、中に井戸が大体県境に5、6本、それから西側に3本くらいあるんですが、そのくらいでやっていかないと、撤去していく間にどンドンどンドン形状が変わってきますので、その中の濃度を測定したとしても、ちょっと私どもはそれをどういう判断したら良いのかと。それよりもだったら、壁の効果というものをちゃんと把握していかなくちゃいけないのではないかと。それだったら、外をちゃんと見ておいた方が良いんじゃないかと考えております。

(鈴木会長)

よろしいですか。

大体、ほぼ質問も出たようでございます。4番目の諮問事項に関しましては、ほぼこの原案が適切ではないだろうかというふうな御意見と受け止めまして、その旨答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

異議がないようでございますので、それでは適切と認めて答申したいと思っております。

引き続きまして、大分皆さんお疲れになってきたと思うんですが。もう一息頑張ってください。私も大分疲れましたが、一緒に頑張りますので。

続きましては、第5番目の諮問でございます。第9次鳥獣保護事業計画の変更及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更についてでございますが、事務局から説明をお願い申し上げます。

第9次鳥獣保護事業計画の変更（案）及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更（案）について

（矢田自然保護課長）

私、自然保護課の矢田です。よろしくお願ひします。

説明に当たりまして、資料の訂正をお願ひいたします。

先ほどお配りいたしました、第9次鳥獣保護事業計画書（変更案）正誤表を御覧ください。市町村合併に伴う修正ですが、平成18年度休猟区指定計画市町村名の名川町が、南部町に訂正されるというような内容で4か所が正誤、訂正されるということです。お手数ですが、訂正をよろしくお願ひいたします。

それでは、私から第9次鳥獣保護事業計画の変更及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更について説明いたします。

事前に委員の皆様へ送付しております、第9次鳥獣保護事業計画変更（1年延長）及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の主要な変更内容について、という資料を御覧ください。

この資料は、別添第9次鳥獣保護事業計画書（変更案）の主な変更内容を抜粋したものです。鳥獣保護関係の審議案件については、これによりまして説明していきたいと思ひます。

まず、第9次鳥獣保護事業計画の変更の経緯ですが、鳥獣保護事業計画につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条において、県知事は国の基本指針に即して、県が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとされていますことから、その規定に基づきまして変更するものです。ここに計画変更の経緯が書いてありますが、国は鳥獣保護制度の見直しを図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を平成18年6月に改正しましたが、法律に基づく新たな基本指針の告示が大幅に遅れております。

県では、第10次鳥獣保護事業計画策定作業の見通しが立たなかったことから、新たな基本指針で定める第9次計画を1年延長できる規定に基づきまして、第9次鳥獣保護事業計画の期間を1年延長し、平成20年3月31日までとすることとしております。

第9次計画の基本的な考え方、スタンスには変わりありません。単に1年間の延長ということだけです。1年延長に伴います主な変更内容は、次の2、3、4、5にありますように、延長する1年分の鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域の指定及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画期間の1年延長です。

これは、平成19年度で指定期限が切れる地域地区につきまして、期間更新するのが主な内容です。事前にお配りしております第9次鳥獣保護事業計画（変更案）という資料に細かな変更が赤い字で記載されておりますが、全て1年延長する分の内容を追加したものとなっておりますので、詳細については省略させていただきます。

続きまして、下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更についてですが、先ほ

どの内容と重複しますが、先ほどの前の資料の3ページの5を御覧ください。そちらも鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条において、県知事は当該区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の保護のための管理に関する計画を定めることができるものとされております。

下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更につきましても、第9次鳥獣保護事業計画の1年延長に伴いまして計画期間を1年延長するものとなっております。計画内容については変更ありません。

続きまして、事前に各委員の皆様から御質問をいただいている内容につきまして、県の考え方を説明いたします。

第9次鳥獣保護事業計画の変更及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更に係る委員の皆様からの提出意見に対する県の考え方という資料を御覧ください。

まず、針生委員からの提出意見19件につきまして、県の考え方を書かせていただきました。その中で、No.4のように銃猟禁止区域の問題など、針生委員の意見を参考にし、来年度策定します第10次鳥獣保護事業計画に反映する必要があるもの、さらに、内容によりまして、環境省の担当者会議等に情報提供する必要があるものなどがありますことから、今後、針生委員の御意見を自然保護課内でいろいろ検討していきたいと考えております。

今回提出していただきました御意見の中で、特に今回の審議案件に関わる主な意見として3点について回答していきたいと思っております。

まず、3ページの11番、鳥獣保護区の指定計画(2)身近な鳥獣生息地の保護区について、この地域に生息する鳥獣は何ですか、という問いに対して、この鳥獣保護区は、平成14年に指定しましたが、指定時点での生息鳥獣は、ヤマドリ、キジ、フクロウ、キジバト、アカゲラ、シジュウカラ、ウグイス、ノウサギ、キツネ等となっております。

次に4ページの15番、鳥獣保護事業の啓発に関する事項(4)傷病鳥獣の保護体制について、鳥獣保護センターに駐在の獣医はいなくていいのか、また、その考えは無いのかと、設備が狭く、かつ老朽化しているのではないかと、他県の施設を視察して、今後の改善計画を樹立し、実施する段階ではないかと、という御意見をいただきました。県といたしましては、鳥獣保護センターは、保護された鳥獣のリハビリ的な施設として想定しておりまして、常駐する獣医は配置していませんが、定期的に家畜保健衛生所の獣医による観察や必要に応じて治療措置が行われております。

また、保護された段階で傷の重い鳥獣につきましては、弘前市と八戸市において、獣医師と保護するための契約を結び、手当てをしております。施設の老朽化につきましては、必要に応じて床の張り替え等の努力をしております。施設の改善につきましては、今後他県の状況を参考にして参りたいと思っております。

次、4ページの16番。第9次鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項の1、鳥獣行政担

当職員について、一般職採用者の鳥獣行政担当職員のみでなく、専門に鳥獣に関する学問を専攻した職員も採用してその任務を務めさせるべきである、という御意見をいただきました。県といたしましては、鳥獣に関する専門知識を持った職員を採用することにつきましては、人員削減が進む中、難しいと思われまますので、積極的に鳥獣に関する研修等に職員を参加させ、対応していきたいと考えております。

針生委員の御質問に対しては以上です。

続きまして、長尾委員から2点御質問、御意見をいただいておりますが、2点とも愛鳥週間に関する御意見ですので、代表的な1点につきまして説明したいと思います。

6ページの21番、3、愛鳥モデル校の指定について、指定されている学校を具体的に知りたいとの御意見ですが、愛鳥モデル校につきましては、現在のところ、県内で指定された学校はございません。しかし、県から環境省に野生生物功労者表彰として、鳥の巣箱設置に貢献した小学校を推薦し表彰されたもの、さらに、仏沼フォーラムにおいて、三沢市の小中学校を対象としたオオセッカ観察会をNPO法人等の協力を得まして開催しているところです。これからも、これらの活動を基礎として、愛鳥モデル校指定に向けて努力していきたいと思っております。以上で説明は終わらせていただきます。

(鈴木会長)

針生委員、前もって御質問なされた針生委員、長尾委員、よろしいですか。

(針生委員)

私はよろしいです。

私も国の方にも働きかけをしたいと思っておりますので、またその段階を踏まえながら、長くかかる問題が一杯ございますが、私の考えはこういうことでございますので、以上でございます。

(鈴木会長)

奈良委員、どうぞ。

(奈良副会長)

針生委員からの意見の中に、イヌワシとかの餌になるウサギが少なくなった。だから県で養殖して放せばいいじゃないかという意見があります。こういう議論は、野鳥の会の会長としてはどうなんですか。これは全国的にこんなことを言ったら笑われますよ。それだけ注意しておきます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。針生委員、よろしいですか。

(針生委員)

そういう専門的なことは、後ほどいろんな形で出てくることがありますので、私としては、私の立場で言ったことについては、私は私で責任を持って発言、いわゆる意見として出したものでございます。これは、やはり食物連鎖の頂点に立つ、イヌワシ、クマタカも危ないと言われましたが、いろんな調査でクマタカは数がある程度分かっていますが、イヌワシについては、まだまだ厳しい環境にありますので、やはり思い切ったことをどこかでやる必要があると私は考えております。

(鈴木会長)

御意見、ありがとうございます。長根委員、何か御意見あるようでございますので。

(長根委員)

参考までに。実は一番最後の長尾委員さんから愛鳥モデル校について、ということがありましたが、このことについては、我が青森県猟友会で一頃、1校5万円の助成をして、そして県内2校やった経緯がございます。ところが、我が方の会員も年々減少している関係から、現在、非常に予算的に逼迫しているものですから中断しております。できれば、県猟友会としても、復活させたいなという気持ちはありますが、なかなかこれも予算的な関係で。直接、今日とは関係ないと思いますが、せっかくの機会でございますので、参考までに申し上げました。以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

そうしますと、ほぼこの第5番目の諮問事項でございます、第9次鳥獣保護事業計画の変更及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更については、県の原案どおりに認めさせていただき、その旨、答申したいと思っております。御了解いただいたものとしてよろしいですか。

それでは、そういうことで御了解いただいたものといたします。

つきましては、あともう1つ報告事項があったんですが、その前に一応、諮問の案件につきましては審議が終わりましたので、答申したいと思っておりますので、事務局の方で答申書を作成させまして、委員の皆様へ配付いたしますので、準備ができるまで10分ほど休憩させていただきたいと思っております。

どうぞ御休憩、御苦勞様でした。事務局、よろしく願い申し上げます。

(司 会)

それでは、3時55分まで休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
再開は3時55分でございます。

(鈴木会長)

お手元に答申書の案が回りましたでしょうか。

それでは、会議を再開いたします。

それでは皆様にお配りいたしました答申書の案を朗読いたします。

平成19年2月16日、青森県知事 三村申吾殿。

青森県環境審議会会長 鈴木幸三。

青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）。

平成19年2月16日付け青環第1625号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

- 1 「第二次青森県環境計画（仮称）案」について
- 2 「平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について
- 3 「平成19年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について
- 4 「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更（案）」について
- 5 「第9次鳥獣保護事業計画の変更（案）及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更（案）」について

以上でございます。

以上の文案どおりでよろしいでしょうか。

(複数の委員)

(案)がありません。

(鈴木会長)

事務局、5番目の(案)が抜けているようでございますが。

(司 会)

5番目につきましては、(案)が入ったものが正しいもので、皆様にお配りしているのは、ちょっとそこが抜けておりましたので、御訂正をお願いできればと思います。

(鈴木会長)

5番目の変更と及びの間に(案)を入れると。それから、一番最後の行の計画の変更と大括弧の間に(案)を入れると、こういうことでございます。事務局で忘れたそうでございますので、御了解をお願いします。

それでは、御了解をいただきましたので、そのとおりの文案で答申したいと思います。

(司 会)

それでは、鈴木会長から高坂環境生活部長に対し答申書をお渡しいただきます。

鈴木会長、高坂部長、マイクの前へお願いいたします。

(鈴木会長)

平成19年2月16日、青森県知事 三村申吾殿。

青森県環境審議会会長 鈴木幸三。

青森県環境審議会に対する諮問事項について(答申)。

平成19年2月16日付け青環第1625号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

- 1 「第二次青森県環境計画(仮称)案」について
- 2 「平成19年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について
- 3 「平成19年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」について
- 4 「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更(案)」について
- 5 「第9次鳥獣保護事業計画の変更(案)及び下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の変更(案)」について

以上でございます。

(高坂環境生活部長)

ありがとうございました。

(鈴木会長)

それから、あと1つ、報告事項があったんですよ。

(2) 報告案件

白神山地保全・利用基本構想について

(矢田自然保護課長)

報告事項について説明します。

白神山地保全・利用基本構想につきまして報告したいと思います。

白神山地が世界遺産に指定されたのは、平成5年12月です。その後、平成6年3月に県は白神山地保全・利用基本計画を策定しております。その後、県では平成16年度と17年度の2か年間で白神山地保全利用基本計画の見直しのための白神山地保全利用検討会を設置しております。この背景には、まず詳細な生態系学術調査が白神山地利用計画の中では策定されていなかったこと。それから、白神山地への来訪者急増に対する分散化を図るため、受け入れ体制の整備が必要であること。3番目といたしましては、利用体験等に関する詳細な調査が必要であること。

といったような状況が現在問題となっております。これらを踏まえまして、白神山地保全利用検討会では、白神山地の保全と特に周辺利用はどのようにあるべきかに主眼を置き、白神山地保全・利用基本構想を平成18年3月に取りまとめ作業を行い、その後、今年1年間かけました内容の調整を経て平成19年1月に完成したものです。

本日委員の皆様へ報告しまして、これから公表していきたいと考えております。

なお、これに対するいろんな御質問とか御照会につきましては、自然保護課の方に問い合わせただければお答えしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

以上で諮問案件及び報告案件の審議が終了しましたが、一応、予定いただいた時間一杯になったんですが。ほかに何かございますでしょうか。

事務局。

(3) その他

(矢田自然保護課長)

針生委員から、緊急追加ということで質問が出ております。その内容は、奥入瀬・青樫バイパス新ルート、2010年度着工し、2011年度から本格工事を始め、8～9年で完成したいというような新聞記事になっております。つまり、2020年に完成ということになります。それまで、現在の奥入瀬溪流の自然景観が保持されるのかどうかが問題であります。せめて、2015年頃に完成すべきではないでしょうか、というような緊急の質問が出てきております。

結局、これにつきましては、早い時期にバイパスを完成させて、奥入瀬溪流を保全すべきではないかというような針生委員からの御質問だと思いますが、これにつきましては、所管する部が県土整備部ということもありまして、針生委員の御意見を十分にこれからこの要望を伝えていきたいと考えております。

ただ、このルート自身が大体5.4キロあるんですが、その9割がトンネルということもありまして、そのトンネルの排水とか湧水とか、それらの影響というものが非常に奥入瀬溪流の水

量に影響を与えるということもありまして、それらを十分に調査した上でルートを決定していきたいというような考え方だと、我々も聞いておりますので、その辺につきましては、相当時間がかかるのかなと考えておりますが、針生委員の御意見につきましては、担当する、所管する部局に十分にお伝えしたいと思っておりますので、針生委員、ひとつよろしく願いいたします。

（鈴木会長）

いずれにしても、諮問案件の討議は終わりましたので、今後のそういう意見は事務局で適当に処理してください。

以上をもちまして、会議を終わります。

（司 会）

鈴木会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

ここで閉会に当たりまして、高坂環境生活部長から御挨拶申し上げます。

（高坂環境生活部長）

本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして精力的に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

お陰をもちまして諮問案件5件、報告案件1件につきまして、数多くの貴重な御意見をいただくことができました。誠にありがとうございます。

いただきました御意見と御提言につきましては、今後の環境行政に生かしながら、環境保全の一層の推進を図って参りたいと考えております。

本県の環境をより良いものにするために、引き続き皆様方から御助言、御指導をいただきますようお願い申し上げます、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

（鈴木会長）

御苦労様でした。

4 . 閉 会

（司 会）

以上をもちまして、第3回青森県環境審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上